

2021年8月12日

国際会計基準審議会 御中

ディスカッション・ペーパー (DP/2020/2) 「共通支配下の企業結合」に対するコメント

はじめに

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2020年11月に公表された国際会計基準審議会（IASB）のディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下「本 DP」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我が国においても、共通支配下の事業の移転（以下簡単のため「共通支配下の企業結合」という。）が行われているが、IFRS 基準を任意適用している上場企業の子会社は主に国内基準を用いていることが多く、本 DP のように移転先企業が IFRS 基準を採用しているケースは多くないと認識している。したがって、本コメント・レターでは主として理屈の面から、以下の点についてコメントする。
 - (1) 複数の会計処理を認めることについて
 - (2) 採用すべき会計処理について
 - (3) 仮に取得法を採用する場合の会計処理について
3. なお、次項より詳述するとおり、我々は本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることに反対であるが、財務諸表利用者出身の委員からは、測定方法の選択に関する本 DP の提案を支持する見解が聞かれている。

複数の会計処理を認めることについて

4. 共通支配下の企業結合は、移転先企業から見れば、移転先企業を取得企業、移転対象企業を被取得企業とする企業結合である。この点のみを考慮すれば、取得法を適用することが IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合の会計処理と整合的であると考えられる。一方、共通支配下の企業結合は、支配当事者から見れば、グループ内取引であり、移転対象企業の資産及び負債の価値は取引の前後で変わらない。この点のみを考慮すれば、簿価法を適用することが適切であると考えられる。

共通支配下の企業結合は、実際には両側面を持つことから、問題になっていると考えられる。

5. このように、単一の経済事象に対してその経済的事態について複数の見方がある場合、我々は、会計基準において会計処理の基礎となる経済的事態についての考え方を示すことが適切であると考え。本 DP の提案によって採用すべき会計処理は特定できるが、その会計処理は、移転先企業の株主構成や非支配株主の存在、特徴及び行動によって変わり得るものとなっている。本 DP2. 37 項でも触れられているように、会計基準が複数の会計処理を認めることは、会計上の裁量の機会が生じる可能性があり、我々は望ましくないと考えている。
6. 本 DP の提案について、具体的には、次の点で問題があると考え。
 - ① 非支配株主に影響を与えるか否かで会計処理が変わり得るとしていること
 - ② 移転先企業の株式が公開の市場で公開されているか否かで会計処理が変わり得るとしていること
 - ③ すべての非支配株主が移転先企業の関連当事者であるか否かで会計処理が変わり得るとしていること
 - ④ 非支配株主が反対しなければ特定の会計処理の使用が認められること
7. なお、我々は、本 DP 図 IN. 2 のフローチャートの判断について、どの時点で問うのが必ずしも明確ではないと考えている。決算日ごとに問うということであれば、会計処理が年度ごとに異なる可能性もあり、簿価法と取得法の双方の帳簿を管理しなければならず、現実的ではないと考える。したがって、本コメント・レターでは、その判断が企業結合時の一度のみ、行われることを前提に回答する。
 - ① 非支配株主に影響を与えるか否かで会計処理が変わり得るとしていることについて
8. 本 DP は、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合については取得法を適用することを提案している。この提案は、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合においては支配当事者の情報ニーズが無視されることを示唆するものであり、適切ではない。
9. 本 DP は概念フレームワーク 1.5 項を引用した上で、「支配当事者は結合に関する情報について当該財務諸表に依拠する必要がない」（本 DP1. 25 項）とし、支配当事者が主要な利用者ではないことを示唆している。このような理屈を用いる場合、会計

基準設定のすべての場面において支配当事者の情報ニーズを無視することが適切であるということになってしまい、適切ではない。我々は、支配当事者であっても、一般目的財務諸表に依拠する必要はないとはいえないと考えている。また、概念フレームワークの 1.5 項が、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多く」（下線は追加）が、情報提供を企業に直接に要求することができないとしているにすぎず、支配当事者を主要な利用者から除外することは適切でないと考えている。

10. したがって、我々は、支配当事者は主要な利用者に含まれ、当該支配当事者の情報ニーズも考慮したうえで、会計基準において会計処理を定めるべきであると考えている。

② 移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かで会計処理が変わり得るとしていること

11. 本 DP は、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合の共通支配下の企業結合について取得法を適用することを提案している。前述のとおり、支配当事者については簿価法に対するニーズがあると考えられることから、この提案は、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合には取得法を適用する便益がコストを上回ることを論拠としている。
12. 前項の論拠は、取得法にはコストがかかり、通常であれば取得法による便益がこれを上回ることはないが、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合にはコストが正当化されることを示唆している。しかし、我々は、前述のとおり、支配当事者は主要な利用者を構成する者であり、彼らの情報ニーズも考慮すべきであると考えており、これを考慮した場合、共通支配下の企業結合については、取得法による便益が常に高いとは考えていない。
13. 移転先企業の株主が誰であるかを無視した場合、共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合とで企業結合であるという点で同じであり、株式が公開の市場で取引されている移転先企業が当該企業結合について取得法により会計処理することは、株式が公開の市場で取引されている他の企業との比較可能性を高めることになるということもできる。
14. しかし、共通支配下の企業結合においては、移転先企業が支配当事者によって支配されており、移転対象企業も同じ支配当事者によって支配されている。支配当事者から見れば、共通支配下の企業結合はグループ内取引であり、資産及び負債がグル

ープ内で移動しているだけであり、当該移動によって当該資産及び負債の価値が変わるものではない。したがって、取得法が常に有用であるとは考えられない。

15. 支配当事者が存在する移転先企業の株式が公開の市場で取引される場合、当該移転先企業の非支配株主は、支配当事者の存在を承知の上で株式を取得していると考えられる。したがって、移転先企業の株式が公開の市場で取引されていることを理由に、共通支配下の企業結合について、IFRS 第3号の範囲に含まれる企業結合と同様に取得法により会計処理する必要はないと考えられる。むしろ、非支配株主の情報ニーズは、移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かによって変わるものではないと考えられる。
16. なお、移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かで会計処理を使い分ける場合で、それまでの株式が非公開であった移転先企業が株式を公開することとなったときに、過去の共通支配下の企業結合について遡って取得法を適用するか否かが問題になると考えられる。我々は、会計処理を使い分けないことを支持しているが、このような問題が生じないことも、会計処理を使い分けないことの長所であると考えている。

③ すべての非支配株主が移転先企業の関連当事者であるか否かで会計処理が変わり得るとしていることについて

17. 本 DP2.45 項は「非支配株主の全員が企業の関連当事者（IAS 第24号「関連当事者についての開示」で定義）である場合には、非公開保有の移転先企業に取得法の使用を認めるべきではない」とし、その理由として、「移転先企業の関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要がない可能性がある」ことを挙げている。
18. 我々は、この理由は適切ではないと考えている。前述のとおり、我々は、支配当事者であっても、一般目的財務諸表に依拠する必要がないとは考えていないが、非支配株主であればなおさら、一般目的財務諸表に依拠する必要がないとはいえないと考えている。また、非支配株主の全員が企業の関連当事者であるか否かによって取扱いが異なることについても、説得力がないと考えている。

④ 非支配株主が反対しなければ特定の会計処理の使用が認められること

19. 我々は、非支配株主が反対する場合としない場合とで会計処理を使い分けることは適切ではないと考えている。

20. 既存の IFRS 基準には、株主が同意している場合に情報を開示しないことを認めるものがある（例えば、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」第 4 項）。しかし、株主の意思により異なる会計処理が認められているわけではない。本 DP の提案は異なる会計処理を認めており、便益とコストの比較だけでは正当化できないものと考えられる。

採用すべき会計処理について

21. 本コメント・レターの第 5 項で述べたように、我々は共通支配下の企業結合について、会計基準において会計処理の基礎となる経済的実態についての考え方を示すことが適切であると考えており、本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることに反対する。我々は、次の理由により、一律に簿価法を採用することが適切であるとする。

- (1) IASB スタッフによる共通支配下の企業結合に関する報告実務のデスクトップ・レビューでは、大多数が簿価法を適用しているとされている¹。
- (2) 支配当事者は常に主要な利用者を構成し、当該支配当事者にとっては、共通支配下の企業結合はグループ内取引にすぎない。支配当事者から見れば、移転対象企業の資産及び負債の価値はグループ内で移動しているだけであり、当該移動によって当該資産及び負債の価値が変わるものではないため、簿価法による情報が有用である。取得法による情報は、仮想的な (hypothetical) ものにすぎず、有用ではない。
- (3) 非支配株主は、支配当事者の存在を承知の上で移転先企業の株式を取得していると考えられ、共通支配下の企業結合について、IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合と同様に取得法により会計処理する必要はない。
- (4) 共通支配下の企業結合は、支配当事者から見ればグループ内取引にすぎず、支配当事者の連結財務諸表を作成する目的で、移転先企業は簿価法による情報を支配当事者に提供する必要がある。仮に移転先企業の財務諸表において取得法を適用することとなった場合、移転先企業は取得法と簿価法それぞれの情報を保持する必要が生じ、そのコストは便益を正当化しない。

¹ 2020 年 2 月開催 IASB ボード会議のためのアジェンダ・ペーパー 23B 「デュー・プロセス」付録 C 「共通支配下の企業結合のデスクトップ・レビュー」では、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日の間に公表された世界の IFRS 基準を適用する企業のアンニュアル・レポートのうち、共通支配下の企業結合取引 267 件について会計処理をレビューした結果、94.0%が簿価法、4.5%が取得法、1.5%が不明であったとされている。

仮に取得法を採用する場合の会計処理について

22. 本 DP では、共通支配下の企業結合においては、移転先企業と移転元企業が、どれだけの対価が支払われるのかの決定に関与していない場合があり、当該対価の金額と、独立第三者間取引であれば関連のない当事者に支払われていたであろう金額との差額は、当該結合が追加的な要素（すなわち、所有者としての立場で行動する所有者との取引）を含んでいることを示唆するとしている（本 DP3.6 項）。そのうえで、取得法を採用する場合の会計処理について、支払対価の方が高い場合の超過額については資本の分配としないことを提案し（本 DP3.16 項）、支払対価の方が低い場合の差額については資本の拠出とすることを提案している（本 DP3.20 項）。
23. 前述のとおり、我々は、共通支配下の企業結合について、一律に簿価法によるべきであると考えている。しかし、仮に共通支配下の企業結合について、取得法による場合であっても、以下の理由により、前項で述べた本 DP における提案に反対する。
- (1) 本 DP の提案は、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値と支払対価を比較し、その大小によって資本取引とする場合としない場合とあることがあるとしている。資本取引となるか否かは取引相手と取引の性質によって決定されるべきであり、取引金額の多寡によって決定されるべきものではない。
 - (2) 本 DP の提案は、支払対価の方が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値を下回る場合、当該差額を資本の拠出として会計処理するものであるが、その論拠は、支払対価と独立第三者間取引における価格との間に差額が生じているものと考え、当該差額を所有者との取引（すなわち、資本取引）として会計処理しようとするものである。このような擬制は、取引の経済的実態を表していない。関連当事者取引について、IAS 第 24 号は、独立第三者間取引における価格とは異なる可能性があることを認めたとうえで、異なる会計処理を要求することはせず（取引は擬制せず）、追加の開示を要求することとしている。本 DP の提案は異なる会計処理を要求するものであり、便益とコストの比較だけでは正当化できないものと考えられる。

結びに代えて

24. 個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。
25. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

本 DP の個別質問に対するコメント

プロジェクトの範囲
質問 1
<p>1. 10 項から 1.23 項は、共通支配下の事業のすべての移転（本ディスカッション・ペーパーでは、共通支配下の企業結合と総称する）についての移転先企業による報告を扱う提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解について議論している。たとえ移転が次のいずれかである場合でも、すべての移転を扱うとしている。</p> <p>(a) 先に外部者からの取得があるか、又は結合企業の 1 つ又は複数の外部者（すなわち、グループの外の当事者）への売却が後で行われる。</p> <p>(b) 結合企業の外部者への売却（株式公開による場合など）を条件としている。</p> <p>開発すべき提案の範囲についての当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような取引を当審議会が検討することを提案するか、また、その理由は何か。</p>

- 以下の点を除き、賛成する。
- 本 DP は、支配が一時的であるかどうかにかかわらず、共通支配下の事業のすべての移転を本プロジェクトで扱うとしている（本 DP1.16 項）。同項では、一部の利害関係者から「一時的な支配」の意味を明確化すべきであると提起されているが、本プロジェクトの結果により IASB が IFRS 第 3 号における適用除外の修正又は廃止を行うこととなる可能性があるから、まだ検討していないとしている。
- 改正前の IFRS 第 3 号（2004 年公表）の BC28 項によれば、「当審議会は、独立した立場で行動する当事者間の企業結合が、「調整（グルーミング）」取引を利用して、結合直前の短期間、結合企業又は事業が共通支配下に置かれるように構成される可能性があるという一部の人が表明した懸念に留意した。」とされており、「そこで、当審議会は、共通支配下にある企業又は事業が関与する企業結合として IFRS 基準の適用範囲から除外されるためには、結合する企業又は事業が結合の前後で同一の当事者によって支配されていることが必要であり、その支配は一時的なものであってはならない。」とされている。
- しかし、我々は、現行の IFRS 基準において、通常、乱用防止を理由に基準設定はなされていないこと及び IFRS 第 3 号が対象とする企業結合においても、一時的な

支配も除外せず対象に含めていることを考慮すると、「一時的な支配」という概念はその定義から取り除くべきであると考えている。

測定方法の選択
質問 2
<p>2.15 項から 2.34 項は、次のような当審議会の予備的見解について議論している。</p> <p>(a) 取得法も簿価法も、いずれか一方を<u>すべての</u>共通支配下の企業結合には適用するようにすべきでない。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの方法をすべてのそうした結合に適用すべきだと考えるか、また、その理由は何か。</p> <p>(b) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、2.35 項から 2.47 項で議論しているコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる（質問 3 参照）。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に取得法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p> <p>(c) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合（100%所有の子会社間のすべての結合を含む）に適用すべきである。</p> <p>これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に簿価法を適用すべきか、また、その理由は何か。</p>

質問(a)

5. 反対する。理由は以下のとおりである。
6. 共通支配下の企業結合は、移転先企業から見れば、移転先企業を取得企業、移転対象企業を被取得企業とする企業結合である。この点のみを考慮すれば、取得法を適用することが IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合の会計処理と整合的であると考えられる。一方、共通支配下の企業結合は、支配当事者から見れば、グループ内取引であり、移転対象企業の資産及び負債の価値は取引の前後で変わらない。この点のみを考慮すれば、簿価法を適用することが適切であると考えられる。共通支配下の企業結合は、実際には両側面を持つことから、問題になっていると考えられる。

7. このように、単一の経済事象に対してその経済的事態について複数の見方がある場合、我々は、会計基準において会計処理の基礎となる経済的事態についての考え方を示すことが適切であると考えます。本 DP の提案によって採用すべき会計処理は特定できるが、その会計処理は、移転先企業の株主構成や非支配株主の存在、特徴及び行動によって変わり得るものとなっている。本 DP2.37 項でも触れられているように、会計基準が複数の会計処理を認めることは、会計上の裁量の機会が生じる可能性があり、我々は望ましくないと考えている。
8. そのため、本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることに反対する。我々は、次の点から、一律に簿価法を採用することが適切であると考えます。
 - (1) IASB スタッフによる共通支配下の企業結合に関する報告実務のデスクトップ・レビューでは、大多数が簿価法を適用しているとされている²。
 - (2) 支配当事者は常に主要な利用者を構成し、当該支配当事者にとっては、共通支配下の企業結合はグループ内取引にすぎない。支配当事者から見れば、移転対象企業の資産及び負債の価値はグループ内で移動しているだけであり、当該移動によって当該資産及び負債の価値が変わるものではないため、簿価法による情報が有用である。取得法による情報は、仮想的な(hypothetical)ものにすぎず、有用ではない。
 - (3) 非支配株主は、支配当事者の存在を承知の上で移転先企業の株式を取得していると考えられ、共通支配下の企業結合について、IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合と同様に取得法により会計処理する必要はない。
 - (4) 共通支配下の企業結合は、支配当事者から見ればグループ内取引にすぎず、支配当事者の連結財務諸表を作成する目的で、移転先企業は簿価法による情報を支配当事者に提供する必要がある。仮に移転先企業の財務諸表において取得法を適用することとなった場合、移転先企業は取得法と簿価法それぞれの情報を保持する必要が生じ、そのコストは便益を正当化しない。

質問(b)

9. 反対する。我々は、非支配株主に影響を与えるか否かで会計処理が変わり得るとしている本 DP の提案には問題があると考えている。
10. 本 DP は、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合については取得法を適用することを提案している。この提案は、非支配株主に影響を与える共通支配下の

² 脚注 1 参照

企業結合においては支配当事者の情報ニーズが無視されることを示唆するものであり、適切ではない。

11. 本 DP は概念フレームワーク 1.5 項を引用した上で、「支配当事者は結合に関する情報について当該財務諸表に依拠する必要がない」（本 DP1.25 項）とし、支配当事者が主要な利用者ではないことを示唆している。このような理屈を用いる場合、会計基準設定のすべての場面において支配当事者の情報ニーズを無視することが適切であるということになってしまい、適切ではない。我々は、支配当事者であっても、一般目的財務諸表に依拠する必要はないとはいえないと考えている。また、概念フレームワークの 1.5 項が、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多く」（下線は追加）が、情報提供を企業に直接に要求することができないとしているにすぎず、支配当事者を主要な利用者から除外することは適切でないと考えている。
12. したがって、我々は、支配当事者は主要な利用者に含まれ、当該支配当事者の情報ニーズも考慮したうえで、会計基準において会計処理を定めるべきであると考えている。

質問(c)

13. 反対する。我々の見解は質問(a)に示したとおりであり、本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることには反対であり、一律に簿価法を採用することが適切であると考えている。

測定方法の選択
質問 3
2.35 項から 2.47 項は、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項を議論している。
(a) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、取得法を <u>要求</u> すべきである。
これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
(b) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、
(i) 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、

当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを認めるべきである（取得法の選択的な免除）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。この免除は実務において運用可能となると考えるか。そうでない場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。

(ii) 移転先企業の非支配株主の全員が移転先企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 選択的な免除（質問 3(b) (i)）又は関連当事者の例外（質問 3(b) (ii)）に反対である場合、回答者の考えでは、非公開保有の企業に取得法を適用することの便益とそれを適用することのコストを、どのようにバランスさせるべきか。

質問(a)

14. 反対する。我々は、移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かで会計処理が変わり得るとしている本 DP の提案には問題があると考えている。
15. 本 DP は、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合の共通支配下の企業結合について取得法を適用することを提案している。質問 2(a) に示したとおり、支配当事者については簿価法に対するニーズがあると考えられることから、この提案は、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合には取得法を適用する便益がコストを上回ることを論拠としている。
16. 前項の論拠は、取得法にはコストがかかり、通常であれば取得法による便益がこれを上回ることはないが、移転先企業の株式が公開の市場で取引されている場合にはコストが正当化されることを示唆している。しかし、我々は、質問 2(b) において見解を示したとおり、支配当事者は主要な利用者を構成する者であり、彼らの情報ニーズも考慮すべきであると考えており、これを考慮した場合、共通支配下の企業結合については、取得法による便益が常に高いとは考えていない。
17. 移転先企業の株主が誰であるかを無視した場合、共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合とで企業結合であるという点で同じであり、株式が公開の市場で取引されている移転先企業が当該企業結合について取得法により会

計処理することは、株式が公開の市場で取引されている他の企業との比較可能性を高めることになるということもできる。

18. しかし、共通支配下の企業結合においては、移転先企業が支配当事者によって支配されており、移転対象企業も同じ支配当事者によって支配されている。支配当事者から見れば、共通支配下の企業結合はグループ内取引であり、資産及び負債がグループ内で移動しているだけであり、当該移動によって当該資産及び負債の価値が変わるものではない。したがって、取得法が常に有用であるとは考えられない。
19. 支配当事者が存在する移転先企業の株式が公開の市場で取引される場合、当該移転先企業の非支配株主は、支配当事者の存在を承知の上で株式を取得していると考えられる。したがって、移転先企業の株式が公開の市場で取引されていることを理由に、共通支配下の企業結合について、IFRS 第 3 号の範囲に含まれる企業結合と同様に取得法により会計処理する必要はないと考えられる。むしろ、非支配株主の情報ニーズは、移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かによって変わるものではないと考えられる。
20. なお、移転先企業の株式が公開の市場で取引されているか否かで会計処理を使い分ける場合で、それまでの株式が非公開であった移転先企業が株式を公開することとなったときに、過去の共通支配下の企業結合について遡って取得法を適用するか否かが問題になると考えられる。我々は、会計処理を使い分けないことを支持しているが、このような問題が生じないことも、会計処理を使い分けない長所であると考えている。

質問(b)(i)

21. 反対する。我々は、非支配株主が反対する場合としない場合とで会計処理を使い分けることは適切ではないと考えている。
22. 既存の IFRS 基準には、株主が同意している場合に情報を開示しないことを認めるものがある（例えば、IFRS 第 10 号第 4 項）。しかし、株主の意思により異なる会計処理が認められているわけではない。本 DP の提案は異なる会計処理を認めており、便益とコストの比較だけでは正当化できないものと考えられる。

質問(b)(ii)

23. 反対する。我々は、すべての非支配株主が移転先企業の関連当事者であるか否かで会計処理が変わり得るとしている本 DP の提案には問題があると考えている。

24. 本 DP. 45 項は「非支配株主の全員が企業の関連当事者（IAS 第 24 号で定義）である場合には、非公開保有の移転先企業に取得法の使用を認めるべきではない」とし、その理由として、「移転先企業の関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要がない可能性がある」ことを挙げている。
25. 我々は、この理由は適切ではないと考えている。前述のとおり、我々は、支配当事者であっても、一般目的財務諸表に依拠する必要がないとは考えていないが、非支配株主であればなおさら、一般目的財務諸表に依拠する必要がないとはいえないと考えている。また、非支配株主の全員が企業の関連当事者であるか否かによって取扱いが異なることについても、説得力がないと考えている。

質問(c)

26. 前述のとおり、我々は、本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることには反対であり、一律に簿価法を採用することが適切であると考えている。

測定方法の選択
質問 4
<p>2. 48 項から 2. 54 項は、取得法の選択的な免除と取得法に対する関連当事者の例外を公開取引されている企業にも適用すべきであるとする、一部の利害関係者からの提案を議論している。しかし、当審議会の予備的見解では、公開取引されている移転先企業は常に取得法を適用すべきであるとしている。</p> <p>(a) 取得法の選択的な免除を、公開取引されている移転先企業に利用可能とすべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。</p> <p>(b) 取得法に対する関連当事者の例外は、公開取引されている移転先企業に適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p>

27. いずれも反対する。我々の見解は質問 3 に示している。

質問 5

3.11 項から 3.20 項は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。

- (a) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではない。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、資本からの分配の識別及び測定についてどのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。特に、付録 C で議論している 2 つのアプローチのいずれかを提案するのか、それとも別の提案があるのか。

- (b) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益ではなく、資本への拠出として認識するという要求を開発すべきである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

- (c) 取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法について、移転先企業に対する他の特別の要求事項を当審議会が開発することを提案するか。その場合、どのような要求事項を開発すべきか、また、そのような要求事項を必要とする理由は何か。

質問(a)及び(b)

28. いずれも反対する。我々の見解は以下のとおりである。

29. 本 DP では、共通支配下の企業結合においては、移転先企業と移転元企業が、どれだけの対価が支払われるのかの決定に関与していない場合があり、当該対価の金額と、独立第三者間取引であれば関連のない当事者に支払われていたであろう金額との差額は、当該結合が追加的な要素（すなわち、所有者としての立場で行動する所有者との取引）を含んでいると示唆するとしている（本 DP3.6 項）。そのうえで、取得法を採用する場合の会計処理について、支払対価の方が高い場合の超過額については資本の分配としないことを提案し（本 DP3.16 項）、支払対価の方が低い場合の差額については資本の拠出とすることを提案している（本 DP3.20 項）。

30. 前述のとおり、我々は、共通支配下の企業結合について、一律に簿価法によるべきであると考えている。しかし、仮に共通支配下の企業結合について、取得法による場合であっても、以下の理由により、前項で述べた本 DP における提案に反対する。

(1) 本 DP の提案は、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値と支払対価を比較し、その大小によって資本取引とする場合としない場合とあることがあるとしている。資本取引となるか否かは取引相手と取引の性質によって決定されるべきであり、取引金額の多寡によって決定されるべきものではない。

(2) 本 DP の提案は、支払対価の方が識別可能な取得した資産及び負債の公正価値を下回る場合、当該差額を資本の拠出として会計処理するものであるが、その論拠は、支払対価と独立第三者間取引における価格との間に差額が生じているものと考え、当該差額を所有者との取引（すなわち、資本取引）として会計処理しようとするものである。このような擬制は、取引の経済的実態を表していない。関連当事者取引について、IAS 第 24 号は、独立第三者間取引における価格とは異なる可能性があることを認めたとうえで、異なる会計処理を要求することはせず（取引は擬制せず）、追加の開示を要求することとしている。本 DP の提案は異なる会計処理を要求するものであり、便益とコストの比較だけでは正当化できないものと考えられる。

質問(c)

31. コメントなし。

簿価法の適用
質問 6
4.10 項から 4.19 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

32. 反対する。我々は、移転対象企業の帳簿価額を使用する方法と移転元企業の（連結上の）帳簿価額を使用する方法を、会計方針の選択として認めるべきであると考えている。理由は以下のとおりである。

(1) 取引の性質について

支配当事者から見れば、共通支配下の企業結合はグループ内における純資産の移転取引であり、内部取引に相当すると考えられる。このため、企業結合の前後で移転対象企業の資産及び負債の価値は変わるべきではなく、移転先企業の連結財務諸表において、移転される移転対象企業の資産及び負債について、移転対象企業の帳簿価額から支配当事者の（連結上の）帳簿価額に置き換わる測定方法（支配当事者の（連結上の）帳簿価額を使用）よりも、帳簿価額が置き換わらない測定方法（移転対象企業の帳簿価額を使用）の方が、取引の性質を忠実に表現する観点から整合的であると考えられる。

一方、支配当事者から見て、企業結合の前後で移転対象企業の資産及び負債の価値が変わるべきではないという観点からは、移転される移転対象企業の資産及び負債について、移転元企業の（連結上の）帳簿価額で測定する方が、より整合的であるとも考えられる。この点、一律に移転対象企業の帳簿価額若しくは移転元企業の（連結上の）帳簿価額を使用すべきか、又はいずれの帳簿価額の使用も会計方針の選択として認めるべきかが問題となるが、我々は以下のとおり考えている。

簿価法を適用する場合の共通支配下の企業結合の性質は、支配当事者による企業グループ内の組織再編に過ぎない。また、通常は移転対象企業の帳簿価額と移転元企業の（連結上の）帳簿価額は同額であり、帳簿価額が異なる場合は限定的である。これらを鑑みると、いずれの帳簿価額の使用も認めることによる取引の裁量が、会計操作の機会となることは極めて限定的であると考えられる。また、一律に移転対象企業の帳簿価額の使用を要求した場合には、取引の性質の観点からより整合的な測定方法が選択できなくなる一方、一律に移転元企業の（連結上の）帳簿価額の使用を要求した場合には、実務上、移転先企業が、移転元企業の（連結上の）帳簿価額を把握することができない場合に適用上の問題が生じる。

そのため、我々は、移転対象企業の帳簿価額を使用する方法と移転元企業の（連結上の）帳簿価額を使用する方法を、会計方針の選択として認めるべきであると考えている。

(2) 財務諸表の作成者のコストについて

本 DP4.17 項において言及されているとおり、移転対象企業の帳簿価額と支配当事者の帳簿価額のいずれの使用のコストが低いのかは、企業結合の内容や

状況、子会社の管理状況や IFRS 基準の適用状況など、さまざまな要因に左右されるものと考えられる。

しかし、情報取得コストという観点からは、支配当事者の（連結上の）帳簿価額や移転元企業の（連結上の）帳簿価額で測定する場合、通常、移転先企業はそれらの金額を把握しておらず、支配当事者から情報を取得する必要があると考えられるため、そのようなコストを要しない移転対象企業の帳簿価額で測定する方法の方が望ましいものと考えられる。

以上の分析の結果として、我々は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を測定する方法として、移転対象企業の帳簿価額を使用する方法と移転元企業の（連結上の）帳簿価額を使用する方法を、会計方針の選択として認めるべきであると考えている。

簿価法の適用
質問 7
<p>4. 20 項から 4. 43 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。</p> <p>(a) 当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。</p> <p>(b) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。</p> <p>(i) 資産で支払った対価 — 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で</p> <p>(ii) 負債の発生又は引受けで支払った対価 — IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で</p> <p>当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>

質問(a)

33. 賛成する。発行した株式の測定は、各国の規制の影響を受けることが多く、一般的に IFRS 基準では定められていないこと及び自己株式の処分の会計処理についても同様に詳細な定めがないことを考慮すると、要求事項を定めるべきではないと考えられる。

質問(b)

34. 賛成する。我々の見解は以下のとおりである。
35. 共通支配下の企業結合における簿価法の適用は、企業グループ内の資産及び負債の従前の帳簿価額を引き継ぐ方法であり、企業結合時のそれらの帳簿価額を移転する手続である。資産が対価の場合、その支払対価は、企業結合日における当該資産の帳簿価額で測定すべきであるとする本 DP の提案はこれと整合的であると考えられる。
36. 支払対価として移転先企業が移転元企業の負債を引き受ける場合の支払対価についても、前項と同様の理由で、公正価値で測定すべきではなく、当該負債の当初認識時に決定した金額で測定すべきであると考えられる。
37. 支払対価として移転先企業が移転元企業に対する負債を認識する場合の支払対価に関しては、本 DP において言及されているとおり、一部のケース（例えば、金融負債）については、適用される IFRS 基準が、当該負債を当初認識時に公正価値で測定することになり、両方の測定アプローチで同じ結果になる。共通支配下の企業結合において、支払対価として移転先企業が移転元企業に対する負債を認識する場合、一般的には金融負債を認識することが想定されること、及び資産が対価の場合や負債の引受けによる支払対価の場合の測定方法との整合性も勘案すると、負債を認識する場合の支払対価についても、当該負債の当初認識時に決定した金額で測定すべきであると考えられる。

簿価法の適用
質問 8
4.44 項から 4.50 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。
(a) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。
(b) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。
当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問(a)

38. 賛成する。我々の見解は以下のとおりである。
39. 上述のとおり、支配当事者から見れば、共通支配下の企業結合はグループ内における純資産の移転取引であり、内部取引に相当すると考えられる。そのため、差額から損益が生じることは適切ではないと考えられる。
40. 対価が株式の場合、資本取引から生じた差額であるため、当該差額は資本の中で認識させることが整合する。
41. 一方、対価が株式以外の場合、資本取引以外の取引から生じた差額であるため、当該差額は資本の中で認識させるべきではないとする見解がある。しかし、取得法の適用でない以上、新たなのれん又は負ののれんが生じたものとみるべきではないと考えられ、その他の資産又は負債の発生は想定されないため、結果として、当該差額は資本の中で認識させることが他の科目で認識させるよりも適切であると考えられる。
42. したがって、我々は、対価の種類にかかわらず、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額は、資本の中で認識することが適切であると考えている。

質問(b)

43. 賛成する。我々の見解は質問 7(a)に示している。

簿価法の適用
質問 9
4.51 項から 4.56 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間において費用として認識すべきである（ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである）という当審議会の予備的見解を議論している。
当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

44. 反対する。我々の見解は以下のとおりである。
45. 本 DP では、IFRS 第 3 号における取引コストの会計処理は、企業結合においては、識別可能純資産を（取得原価ではなく）公正価値により測定することとされており、

公正価値の測定においては、通常、取引コストは測定に含めないこととされているため、企業結合においても、測定に含めるべきではないことを論拠にしていると考えられる。

46. しかし、我々は、被取得企業又は取得した事業の取得原価の配分（Purchase Price Allocation）は、公正価値を参照しているものの、その目的は、取得原価である対価を配分するものであり、企業結合において取得したそれぞれの資産及び引き受けたそれぞれの負債の歴史的な原価を識別することにあると考えている。
47. 概念フレームワークは、資産の取得時の歴史的な原価は、当該資産の取得の際に発生した原価の価値であり、資産を取得するために支払った対価に取引コストを加算したもので構成されるとしている³。概念フレームワークの結論の根拠においては、取引コストは取引価格の一部ではないが、当該取引コストの発生なしには資産の取得はあり得ないため、資産の歴史的な原価に反映させると説明している⁴。
48. 過去の議論においては、取得法の適用に関して取引コストを費用として認識しなければそれだけの残高が大きくなるとの主張があったと理解している。しかし、費用とするか資産とするかは取引の性質に基づいて決定すべきであり、資産の残高が大きくなる可能性があるために費用とすることは適切ではない。この考え方は、簿価法の適用においても同様である。
49. したがって、我々は、共通支配下の企業結合であるか否かにかかわらず、企業結合において、移転先企業は、取引コストを取得原価に含めるべきであると考えている。

簿価法の適用
質問 10
4.57 項から 4.65 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

³ 概念フレームワーク 6.5 項

⁴ 概念フレームワーク BC6.32 項(a)

50. 賛成する。理由は以下のとおりである。

- (1) IFRS 第 3 号では、遡及的アプローチは要求されていない⁵。
- (2) 遡及的アプローチを適用すると、実際には結合前に存在していなかった結合企業を描写することになる。それは仮想的な (hypothetical) 情報にすぎない。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、会計方針の変更について遡及的アプローチを適用しているが、これはあくまで、過去の期間について会計方針の適用の基となる取引の存在が前提となっており、企業結合がまだ行われていない過去の期間について、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を移転先企業の財務諸表に含めることは、現行の IFRS 基準においては採り入れられていない考え方である。
- (3) 遡及的アプローチは、非遡及的アプローチよりもコストがかかる一方、遡及的アプローチに対する情報ニーズは限定的である可能性があり、便益がコストを上回る場合は限定的であると考えられる。

開示要求
質問 11
5.5 項から 5.12 項は、取得法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。 (a) 移転先企業が、IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）に準拠することを要求すべきである。 (b) 当審議会は、これらの結合に関する情報（特に、結合の条件に関する情報）を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提供すべきである。 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

51. コメントなし。

⁵ IASB が 2020 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」の予備的見解においても、遡及的アプローチは提案されていない。

質問 12

5.13 項から 5.28 項は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。

- (a) IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求（ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む）の一部（しかし全部ではない）は適切である（5.17 項及び 5.19 項で要約している）。
- (b) 当審議会は結合前情報の開示を要求すべきではない。
- (c) 移転先企業は次のことを開示すべきである。
 - (i) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額
 - (ii) この差額が含まれている資本の内訳項目

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問(a)

52. コメントなし。

質問(b)

53. 賛成する。質問 10 に見解を示しているとおり、我々は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が結合前情報を修正再表示するにはコストがかかり、その便益を正当化しないものと考えている。仮に開示で結合前情報を要求した場合、同程度のコストがかかることが想定されるため、我々は、結合前情報の開示を要求すべきではないと考えている。

質問(c)

54. 賛成する。我々は、共通支配下の企業結合において、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額に関する情報は、利用者にとって有用であると考えている。我々は、会計処理を行うために金額が確定している以上、開示における追加コストは少なく、利用者の便益は開示コストを上回るものと考えている。

以 上